予防接種費用補助金（接種費用の払戻し）の御案内

市外で定期予防接種を行った場合に、申請により旭川市が設定する接種料金を上限として、払戻しをする制度があります。以下を御確認の上、手続きを行ってください。

【対象者】

予防接種を受ける方の住民登録が旭川市にあり、里帰り等のやむを得ない事由により、事前に本市から予防接種実施依頼書の交付を受けて市外で定期の予防接種を受けた方の保護者等

【申請に必要な書類】

⑴　予防接種費用補助金交付申請書（様式第３号－１、様式第３号－２）

⑵　接種費用に関する領収書等の原本（領収書等に次の事項が記載されたもの）

【被接種者の氏名、接種医療機関名、接種年月日、予防接種ごとの料金】

⑶　予防接種予診票

※予防接種予診票が提出できない場合は、母子健康手帳（表紙及び接種した予防接種の履歴）の写し又は予防接種済証の写し

⑷　請求書（様式第６号）

【補助金交付（接種費用の払戻し）までの流れ】

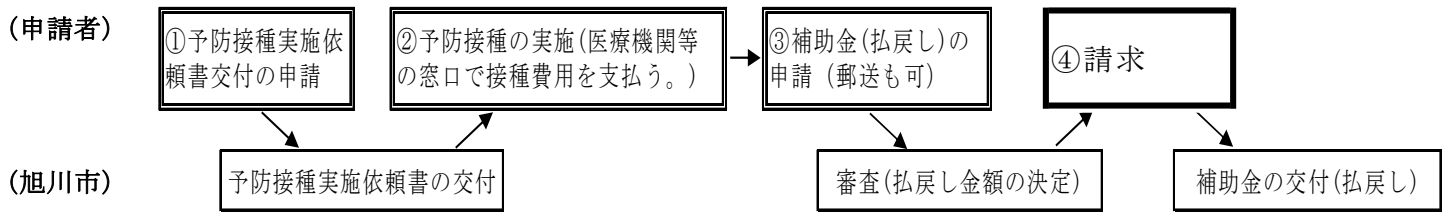

※補助金の申請から支払いまでおおむね２か月かかります。

補助金の申請書等の御提出は予防接種を受けた年度内（３月最終の平日必着）に行ってください。
期日までに申請がなかった場合、補助金の交付（接種費用の払戻し）ができなくなります。

【提出・お問合せ先】

健幸保健部保健所保健予防課保健予防係

〒070-8525

旭川市７条通９丁目総合庁舎４階

電話　0166-25-6237